3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒100―8122 東京都千代田区大手町１―３―４　気象庁総務部総務課調達管理室第一契約係　赤羽　俊彦　電話03―3212―8341 内線2186
⑵　電子調達システムのＵＲＬ及び問い合わせ先
・電子調達システム
https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/
・電子調達システムヘルプデスク
電話0570―014―889
⑶　電子調達システムによる入札書類データ（証明書等）、及び紙入札方式による証明書等の受領期限
①②③　平成28年５月10日17時00分
⑷　電子調達システムによる入札書、及び紙入札、郵送等による入札書の受領期限
①　平成28年５月26日11時00分
②　平成28年５月26日14時00分
③　平成28年５月26日16時00分
⑸　開札の日時及び場所
①　平成28年５月27日11時00分
②　平成28年５月27日14時00分
③　平成28年５月27日16時00分
気象庁総務部613共用会議室
4　その他
⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項
⒜　電子調達システムにより参加を希望する者は、入札書類データ（証明書等）のほかに契約担当官等の交付する入札説明書に基づく当該物品の仕様データ等を作成し、所定の受領期限までに入札書類データとともに上記３⑵に示すＵＲＬに電子調達システムを利用して提出しなければならない。
⒝　紙入札方式により参加を希望する者は、契約担当官等の交付する入札説明書に基づく当該物品の仕様を記載した書類を作成し、これを必要な証明書とともに所定の受領期限までに提出しなければならない。
なお、⒜、⒝いずれの場合も、開札日の前日までの間において契約担当官等から提出書類に関する説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格の無い者のした入札、入札に関する条件に違反した入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した調達内容を履行できると支出負担行為担当官が判断した資料を提出した入札者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取り引きの秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
⑺　手続きにおける交渉の有無　無。
⑻　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Ryo Watanabe, Director-General of Administration Department, Japan Meteorological Agency
⑵　Classification of the products to be procured : 24
⑶　Nature and quantity of the products to be procured :
①　Production, Installation and Adjustment of the Volcanic Observation System 1 set
②　Production, Installation and Adjustment of GNSS observation system 1 set
③　Production, Installation and Adjustment of the Geomagnetic Volcano Observation System 1 set
⑷　Delivery period : 31 March 2017
⑸　Delivery place : as per the specifications
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall
⒜　Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause
⒝　Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting
⒞　Have “Manufacturing”, “Selling” in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2016／2017／2018, and have qualification for participating in competition of the Kanto・Koushin-etu region,
⒟　Meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order.
⒠　Acquire the electric certificate in case of using the Electric Bidding system
https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/
⑺　Time-limit for tender :
①　11 : 00　26 May 2016
②　14 : 00　26 May 2016
③　16 : 00　26 May 2016
⑻　Contact point for the notice : Toshihiko Akahane, First Contract Section, Office of Procurement, General Affairs Division, Japan Meteorological Agency, 1―3―4 Otemachi, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8122 Japan TEL 03―3212―8341 EX. 2186

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 28 年 3 月 31 日
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
契約部長　根本伸一郎

◎調達機関番号　601　◎所在地番号　08
○第 27―1513― 1 号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　24
⑵　購入等件名及び数量　Ｊ―ＰＡＲＣ加速器制御系ネットワーク末端スイッチ更新整備　１式
⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　納入期限　平成28年９月30日
⑸　納入場所　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（詳細は仕様書による。）
⑹　入札方法
①　総価で行う。
②　落札の決定については、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の競争参加資格又は国の競争参加資格（全省庁統一資格）を有すると認められた者であること。
⑷　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構契約部長から取引停止にされている期間中の者でないこと。
⑸　警察当局から、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に対し、暴力団員が実質的に経営を支配している業者又はこれに準ずるものとして、建設工事及び測量等、物品の製造及び役務の提供等の調達契約からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。